

大川広域行政組合消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程

〔 平成16年 3月29日
訓 令 第 15 号 〕

改正 平成17年 3月28日訓令第 9号 平成19年 3月29日訓令第 4号

平成21年 2月25日訓令第 2号 平成22年 3月25日訓令第 2号

平成31年 1月22日訓令第 2号

(趣旨)

第1条 この規程は、大川広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第3号。以下第11条において「条例」という。）及び大川広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第1号）の規定に基づき、大川広域行政組合消防職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めるものとする。

(勤務の区分)

第2条 職員の勤務区分は、次のとおりとする。

- (1) 任命権者が必要と認める職員は毎日勤務とする。
- (2) 前号に掲げる者以外の職員は交替制勤務とする。
- (3) 交替制勤務は、第1係と第2係の2係制とし、その割振りは勤務人員がほぼ等しくなるよう課長（第7条第2項及び第10条第3項においては、警防課長以外の課長を除く。）、署長、室長及び分署長（以下「所属長」という。）が定める。

(1週間の正規の勤務時間)

第3条 職員の正規の勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 毎日勤務の勤務時間は、休憩時間を除き1週間にについて38時間45分
- (2) 交替制勤務の勤務時間は、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分

(正規の勤務時間の割振り)

第4条 職員の正規の勤務時間の割振りは、次のとおりとする。

- (1) 每日勤務の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 交替制勤務の勤務時間は、午前8時30分から翌日の午前8時30分とする。

(研修、受講期間中の勤務時間等)

第5条 研修、受講命令により正規の勤務時間の全部又は一部において研修等を受ける職員は、任命権者の別段の指示のない限り、当該研修期間中は正規の勤務時間を勤務したものとみなす。

(週休日)

第6条 毎日勤務の職員の週休日は、日曜日及び土曜日とする。

2 交替制勤務の職員の週休日は、4週間を通じて4回とする。この場合において、週休日は2日連続で1回とする。

(休憩時間)

第7条 毎日勤務の職員の休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。

2 所属長は、交替制勤務の当番（以下「当番」という。）の職員の休憩時間を60分を2回、さらに仮眠のための休憩時間帯（午後8時15分から翌日の午前6時30分までの間をいう。）に通算して6時間30分となるように仮眠のための休憩時間を指定しなければならない。

3 前各項に定める休憩時間中に勤務を命ずる場合又は命じた場合は、別に休憩時間を与えなければならない。

第8条 削除

（休日の勤務）

第9条 交替制勤務の職員は、特別の定めのある場合を除き、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法による休日」という。）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）においても勤務しなければならない。

2 毎日勤務の職員は、休日に必要な業務を命ぜられている場合は、勤務をしなければならない。（特例）

第10条 所属長は、職員を警戒、査察又は防災指導等に従事させる場合で、特に必要があると認めるときは、正規の勤務時間の割振りを臨時に変更することができる。この場合において、変更が長期に及ぶときは、任命権者の承認を得なければならない。

2 所属長は、消防力上必要があるときは、職員に正規の勤務時間を振り替えて当番を命ずることができる。

3 所属長は、消防力の確保、行事、研修等により、特に必要があると認めるときは、交替制勤務の職員の正規の勤務時間の割振りを振り替えることができる。この場合において、振り替えが長期に及ぶときは、任命権者の承認を得なければならない。

4 所属長は、毎日勤務の職員を土曜日及び日曜日に業務に従事させるとときは、あらかじめ週休日の変更を行うものとする。

（任命権者の権限に属する事項の委任）

第11条 任命権者の権限に属する事項のうち、条例第5条から第8条まで並びに第10条に定める事項は、所属長が行うものとする。

（委任）

第12条 この訓令の運用について必要な事項は、消防長が別に定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

（隔日勤務消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程の廃止）

2 隔日勤務消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年大川地区広域行政振興整備事務組合訓令第1号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規程の施行の日の前日までに、隔日勤務消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年3月28日訓令第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月25日訓令第2号）抄
(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日訓令第2号）
(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、第1条による改正前の大川広域行政組合消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条各号及び第7条第1項、第2項の規定に基づき定められている職員の勤務時間、休憩時間は、この訓令による改正後の大川広域行政組合消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条各号及び第7条第1項、第2項の規定に基づき定められたものとみなす。

附 則（平成31年1月22日訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。